

別紙様式2-1(処遇改善加算 総括表)

提出先 宮崎県

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンナンゴウカイ		
法人名	社会福祉法人南郷会		
法人所在地	〒883-0306 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門960番地		
フリガナ	アンドウタケハル		
書類作成担当者	安藤 武晴	E-mail	kudaraen@mb.wainet.ne.jp
連絡先	電話番号 0982-59-1098	E-mail	kudaraen@mb.wainet.ne.jp

2 賃金改善計画: 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額		
① 令和7年度の加算の見込額	(a) 16,860,600	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	(b) 0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	(c) 16,860,600	円
令和7年度の賃金改善の見込額 ④ (③の額以上となること。介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	(d) 17,818,368	円

【記入上の注意】

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他職員の賃金として配分すること。
- (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。
その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件 I(処遇改善加算IVの1/2以上の月額賃金改善)【処遇改善加算I~IV】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件I」の欄から転記		
① 令和7年度の処遇改善加算IV相当の見込額の1/2	5,419,500	円 ←
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	18,784,800	円 ←

【記入上の注意】

- 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)月額賃金改善要件 II(旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【処遇改善加算I~IV】

※令和7年3月時点で処遇改善加算V(1)~(3)~(5)~(6)~(8)~(10)~(11)~(12)~(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件II」の欄から転記		
令和7年3月以降の処遇改善加算V(1)~(3)~(5)~(6)~(8)~(10)~(11)~(12)~(14)の見込額	円	←
上記より算出されたペア加算相当の見込額	円	←
1つも、当該事業者が該当の見込額を上回れば、該当の見込額を算出する(該当の見込額の2/3以上となること)	円	←

(3)キャリアパス要件 I・II(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算I～IV】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件 I・II」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

(4)キャリアパス要件III(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算I～III】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件III」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

(5)キャリアパス要件IV(改善後の賃金要件)【処遇改善加算I・II】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記

⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由

- 小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要のため。
- 職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。
- 年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
- その他()

(6)キャリアパス要件V(介護福祉士等の配置要件)【処遇改善加算I】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記

(7) 職場環境等要件 【待遇改善加算 I ~ IV】

介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	<input type="radio"/>
✓ 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、 給与明細等	<input type="radio"/>
✓ 令和7年度に繰り越す予定の額(2 ②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、 給与明細等	<input type="radio"/>
✓ キャリアパス要件 I ~ IIIのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、 資質向上のための計画等	<input type="radio"/>
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	<input type="radio"/>
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、 確定保険料申告書	<input type="radio"/>
✓ 本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	<input type="radio"/>
✓ 指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内であった申請先に提出します。	—	<input type="radio"/>

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違이がないこと及び
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 7 年 3 月 21 日 法人名 社会福祉法人南郷会
代表者 職名 理事長 氏名 安藤 和衛

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について

令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	<input type="radio"/>
---	-----------------------

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件 I	処遇改善加算IVの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	<input type="radio"/>
(2) 月額賃金改善要件 II	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	<input type="radio"/>
(3) キャリアパス要件 I・II	キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 II (研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	<input type="radio"/>
(4) キャリアパス要件 III	キャリアパス要件 III(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	<input type="radio"/>
(5) キャリアパス要件 IV	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	<input type="radio"/>
(6) キャリアパス要件 V	キャリアパス要件 V(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	<input type="radio"/>
(7) 職場環境等要件	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	<input type="radio"/>

4 要件を満たすことの確認・証明

・ 必要な項目が全て選択されていること	<input type="radio"/>
・ 誓約・記名が行われていること	<input type="radio"/>

別紙様式2-2(遭遇改善計算個票)

記入上の注意

オレジン筆のセルは必ず入力せよ。空欄がある場合は不備となります。

（販売額が一ヶ月の販売額に相当する） （販売額が二ヶ月の販売額に相当する） （販売額が三ヶ月の販売額に相当する） （販売額が四ヶ月の販売額に相当する）	16,800,600 16,800,600 16,800,600 16,800,600
（うち、海運料金が販売額に相当する） （うち、空運料金が販売額に相当する） （うち、郵便料金が販売額に相当する） （うち、通関手数料が販売額に相当する）	5,419,500 5,419,500 5,419,500 5,419,500
（うち、販売額が一ヶ月の販売額に相当する） （販売額が二ヶ月の販売額に相当する） （販売額が三ヶ月の販売額に相当する） （販売額が四ヶ月の販売額に相当する）	0 0 0 0

記入上の注意 本登録用紙は、必ず筆記入で記入して下さい。加筆改ざんの場合は、金額が判断するこ

事業所の所在地 介護保険 事業所番 号	事業所名 指定管理者 名	市区 町村	一月あたり介 護報酬改 正算をもく 〔単位〕 (a)	サービス名	単位 〔単価円〕 (b)	令和7年4月以 降の7年2 ヶ月時での 算定区分	加算率 算定する処理改 正算の区分 (c)	令和7年4月以 降に適用する 算定区分	加算率 算定する処理改 正算の区分 (c)	算定期間		①月額賃金要件 I ②月額賃金要件 II ③④キャリアバス要 件 I・II ⑤キャリアバス要 件 III	⑥キャリアバス要 件 IV	⑦キャリアバス要 件 V	
										①月額賃金要件 I ②月額賃金要件 II ③④キャリアバス要 件 I・II ⑤キャリアバス要 件 III	⑥キャリアバス要 件 IV				
1 4572100446 宮崎県 熊本県 都城 市	特別養護老人 ホーム百済の ナース	都城町	特別養護老人 ホーム百済の ナース	介護老人福祉施設 ナース	851,008	10,00	超過収支率1 14.0%	超過収支率1 14.0%	超過収支率1 14.0%	超過収支率1 14.0%	14,296,920	4,595,460	○	○	○
2 4572100446 宮崎県 熊本県 都城 市	特別養護老人 ホーム百済の ナース	都城町	特別養護老人 ホーム百済の ナース	短期入所生活介護	152,597	10,00	超過収支率1 14.0%	超過収支率1 14.0%	超過収支率1 14.0%	超過収支率1 14.0%	2,563,680	824,040	○	○	○
3 4572100446 宮崎県 熊本県 都城 市	特別養護老人 ホーム百済の ナース	都城町	特別養護老人 ホーム百済の ナース	全般予防短期入所 生活介護		10,00	超過収支率1 14.0%	超過収支率1 14.0%	超過収支率1 14.0%	超過収支率1 14.0%	合計	合計	○	○	○
4											合計	合計			
5											合計	合計			
6											合計	合計			
7											合計	合計			
8											合計	合計			
9											合計	合計			
10											合計	合計			

⑥キャリアパス要件IVについて（「令和7年度の算定予定」について）

(6)キャリアAへ要件IVについて(「令和7年度の算定予定期」について)
改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数
改悪改善、算定書類提出等で出た事業所数

提出先 宮崎県

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンナンゴウカイ		
法人名	社会福祉法人南郷会		
法人所在地	〒 883-0306	宮崎県東臼杵郡美郷町南郷神門960番地	
フリガナ	アンドウタケハル		
書類作成担当者	安藤 武晴	連絡先 電話番号	0982-59-1098
	E-mail	kudaraen@mb.wainet.ne.jp	

2 助成金の支給要件及び用途

【支給要件】(1つ以上の項目にチェック(✓))

職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画している又は既に実施しています。

① 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
✓ ② 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
✓ ③ 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等)

【用途】(1つ以上の項目にチェック(✓))

介護人材確保・職場環境改善等事業により、職場環境改善経費への充当又は人件費(一時金等)の改善を行う方法

✓ ① 人件費の改善の実施
✓ ② 職場環境改善経費への充当

【記入上の注意】

- 実績報告では、どのような項目の費用にどのくらいの額を当てたかを報告いただきます。
- 職場環境改善経費には、職員に対する研修費用や介護助手等の募集経費、その他の金額が含まれます。
- 「その他の金額」には、補助金の要件である「業務内容の明確化と役割分担」、「現場の課題の見える化」又は「業務改善活動の体制構築」に関する取組を実施するための費用のうち、介護テクノロジー等の機器購入費用でないもの(専門家の派遣費用、会議費等)のみ充当することができます。
- 職場環境改善経費について、複数の取組を行う場合は、主な用途にあたる項目を選択してください。
- 介護テクノロジーの導入等を検討している場合には、「介護テクノロジー導入・協働化等支援事業」をご活用ください。
- 職場環境改善経費について、消費税仕入控除税額に充当することはできません。消費税額を対象経費に含めていた場合、消費税仕入控除税額の申告が必要となり、当該控除税額分に相当する補助金の返還が必要となる場合があります。

3 その他要件を満たすことの確認・誓約等

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
✓ 介護人材確保・職場環境改善等事業による人件費改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	—
✓ 補助金を申請する事業所は、交付対象月において介護職員等処遇改善加算(I、II、III又はIV)を取得している、又は令和7年4月の介護職員等処遇改善加算に係る体制届を提出します。	都道府県・市町村への体制届出
✓ 補助金として給付される額は、上記用途のために全額支出します。	給与明細、職場環境改善経費に係る明細書等
✓ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
✓ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書
✓ 都道府県のホームページ等で、介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の提出先を確認しました。	—

本介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の記載内容に虚偽がないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

(以下のどちらか1つにチェック(✓)すること。)

【提出先の都道府県において、振込先の事業所が債権譲渡を行っていない場合】

介護人材確保・職場環境改善等事業の支払に係る各都道府県の国民健康保険団体連合会から都道府県への支払口座情報の提供に同意します。

【提出先の都道府県において、振込先の事業所が債権譲渡を行っている場合】

債権譲渡を行っている振込先の事業所について、都道府県に振込口座情報を提供しています。

令和 7 年 3 月 21 日 法人名

代表者 職名 理事長

社会福祉法人南郷会

安藤 和衛

【記入上の注意】

- 各証明資料は、都道府県又は指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

(確認用)提出前のチェックリスト

以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

2 補助金の見込額、支給要件及び使途	
補助金の使途が示されている	<input checked="" type="radio"/>
3 要件を満たすことの確認等	
要件を満たすことの確認について、チェック(✓)が入っていない項目がない	<input checked="" type="radio"/>
誓約について、空欄の項目がない	<input checked="" type="radio"/>
別紙様式2-4(補助金)	
補助金を申請予定の各事業所について、交付対象月が1つのみ指定されている。	<input checked="" type="radio"/>
振込先として1つの事業所を選択している。	<input checked="" type="radio"/>
債権譲渡に関して未記入の項目がない	<input checked="" type="radio"/>

振込に関する情報

(別紙様式2-4から集計・転記)

都道府県	① 見込額(円)	② 振込先の事業所名	③ ②の事業所が債権譲渡を行っており、別途口座を都道府県に登録する必要がある。
宮崎県	949,571	特別養護老人ホーム百済の園	債権譲渡をしていない

個票 單計事業等改善環境職場確保人材保護(2-4紙様式)

法人名 社会福祉法人南郷会

補助金の見込額の合計[円]	949,571
是出先都道府県での補助金の見込額の合計[円]	949,571

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件 I (処遇改善加算IVの1/2以上の月額賃金改善)【処遇改善加算 I ~ IV】

すべての事業所において要件を満たす。(別紙様式3-2から転記)	
① 処遇改善加算IV相当の加算額の1/2	0 円
② 処遇改善加算による賃金改善額のうち、月額賃金改善による額 (①の額以上となること)	円 ← []

(2)月額賃金改善要件 II (旧ペア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【処遇改善加算 I ~ IV】 ※令和7年3月時点で処遇改善加算V(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

すべての対象事業所において要件をみたす。(別紙様式3-2から転記)	
① 処遇改善加算への移行に伴い、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の額	0 円 ← []
② 新たに増加する旧ベースアップ等加算相当を原資として実施する 新たな賃金改善額(①の額以上となること) i)うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の額(総額)	円 ← (0.00) % ← []

(3)キャリアパス要件 I・II【処遇改善加算 I ~ IV】※要件 I・IIの両方を満たすこと。

<input type="checkbox"/> 計画書で記載した内容から変更がない場合は左欄にチェック(✓)すること。
--

キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)

<input checked="" type="checkbox"/> 次のイからハまでのすべての基準を満たす。
イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。 <u>回覧資料、説明会、掲示板</u>

給与規程(初任給基準表、キャリアパス基準表)

(賃金担当、資格担当、キャリアパス基準表)

キャリアパス要件 II (研修の実施等)

<input checked="" type="checkbox"/> 次のイとロの両方の基準を満たす。
イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載) ① 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること
② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること <u>社会福祉充実計画(職員育成事業)</u>
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。 <u>回覧資料、掲示板</u>

(4)キャリアパス要件 III(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算 I ~ III】

<input type="checkbox"/> 計画書で記載した内容から変更がない場合は左欄にチェック(✓)すること。
--

キャリアパス要件 III(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算 I ~ III】

<input checked="" type="checkbox"/> 次のイとロの両方の基準を満たす。
イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。) ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。

給与規程

(5) キャリアパス要件IV(改善後の賃金要件)【処遇改善加算I・II】

処遇改善加算I・II (「令和7年度の算定期間①」の期間について)	⇒	(別紙様式3-2「キャリアパス要件IV」の欄から転記)
処遇改善加算I・IIの要件 (「令和7年度の算定期間②」の期間について)	⇒	(別紙様式3-2「キャリアパス要件IV」の欄から転記)

⇒上記に「×」が付いた場合、この欄に記入すること

「改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由

- 小規模事業所等で職員間の賃金バランスに配慮が必要なため。
- 職員全体の賃金水準が低い、地域の賃金水準が低い等の理由により、直ちに年額440万円まで賃金を引き上げることが困難であるため。
- 年額440万円の賃金改善を行うに当たり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。
- その他()

(6) 職場環境等要件

介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請済であるため、
令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。

補助金を申請しなかった場合、各加算区分の算定に必要な職場環境等要件を満たす。

※こちらを選択する場合には、下記の職場環境等要件の表にチェックをしてください。

【処遇改善加算I・II】

- ⇒・計画書の時点で実施済みだった項目及び令和7年度中にに対応すると誓約していた項目にチェック(✓)すること。
 - ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに2以上以上の取組を実施すること。
 - ・「生産性向上のための取組」のうち3以上上の取組(うち⑦又は⑧は必須)を実施すること。

【処遇改善加算III・IV】

- ⇒・計画書の時点で実施済みだった項目及び令和7年度中にに対応すると誓約していた項目にチェック(✓)すること。
 - ・「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上を実施すること。
 - ・「生産性向上のための取組」のうち2以上の取組を実施すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 事業計画の策定・回覧 <input type="checkbox"/> ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 <input checked="" type="checkbox"/> ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可) 特定技能実習生、無資格者の導入 <input type="checkbox"/> ④職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、略綴吸込、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 職員育成事業 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 給与規程(キャリアパス基準表) <input type="checkbox"/> ⑦エレスター・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保 職員評価に係る個別面談
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 育児・介護休業制度の整備 <input type="checkbox"/> ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 <input checked="" type="checkbox"/> ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている 事業計画に掲載(10日以上消化) <input checked="" type="checkbox"/> ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている 業務分担(より)2以上以上の担当分担、職員配置基準以上の
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 労働条件通知書に明記、個別面談 <input checked="" type="checkbox"/> ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 パート・宿泊者の健康診断の実施 <input type="checkbox"/> ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 <input checked="" type="checkbox"/> ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 リスクマネジメントマニュアル、委員会、責任者の選任、研修会実施等
生産性向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている 生産性向上推進委員会の設立、担当者の選定 <input checked="" type="checkbox"/> ⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している 生産性向上のための活動(気泡シート、改善計画)実施監査 <input checked="" type="checkbox"/> ⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている 5S活動の実施 → 実施担当(職員) <input checked="" type="checkbox"/> ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている 業務手順書、JCTによる情報共有 <input checked="" type="checkbox"/> ㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入 電子記録システム導入 <input checked="" type="checkbox"/> ㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入 離床セイバー、イヤホンの導入 <input checked="" type="checkbox"/> ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 業務手順書、業務分掌、消耗品の庫存、洗濯係の選定 <input type="checkbox"/> ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 処遇職員会 <input checked="" type="checkbox"/> ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 神戸保育園、南宇園幼稚園との交流 <input type="checkbox"/> ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 <input type="checkbox"/> ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供